

平成 28 年度 第 4 回秩父市総合教育会議 次第

平成 29 年 2 月 21 日 (火) 15 時 30 分

秩父市芸術文化会館 2 階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 新学習指導要領について

(2) 発達障がい支援について

4 その他

5 閉 会

学習指導要領改訂の方向性

資料 1

(中教審資料)

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

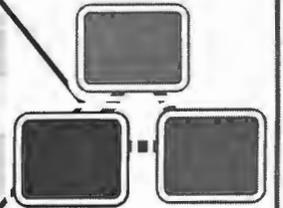
どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得
など、新しい時代に求められる
資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い
理解を図るための学習過程
の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



※高校教育については、些末な事象的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

中央教育審議会（答申；28. 12. 21）学習指導要領改訂に関するキーワード

○社会に開かれた教育課程

（説明）

社会の変化に目を向け教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていくための教育課程であり、次の3点が重要。

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

○カリキュラム・マネジメント

（説明）

教育課程の枠組みとなる次の6点に関わる事項を各学校が組み立て、家庭・地域と連携・協働しながら実施し、目の前の子供たちの姿を踏まえながら、教育課程を軸に不断の見直しを行い、学校教育の改善・充実を図ること。

- ① 「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）
- ② 「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）
- ③ 「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）
- ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するのか」（子供の発達を踏まえた支援）
- ⑤ 「何が身に付いたか」（学習評価の充実）
- ⑥ 「実施するために何が必要か」（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）

○アクティブ・ラーニング

(説明)

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするため、子供たちが「どのように学ぶか」という学びの質を重視した授業改善を図る際の、「主体的・対話的で深い学び」のための視点である。

・「主体的・対話的で深い学び」の実現とは、次の3つの視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることである。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。
- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

○外国語

(説明)

外国語教育については、子供たちが将来どのような職業に就くとしても求められる、外国語で多様な人々とコミュニケーションを図ることができる基礎的な力を育成する。国の高等学校卒業段階における英語力の成果指標を基に、国際的な基準であるCEFRのA2～B1レベル程度以上(英検準2級から2級程度以上)の高校生の割合を5割とする取組を進めてきたことを踏まえつつ、小・中・高等学校を通じて一貫して育む領域別の目標を設定し、初等中等教育全体を見通して確実に育成する。

- ・ 小学校段階では、現在高学年において「聞くこと」「話すこと」を中心とした外国語活動を実施しているが、子供たちの「読むこと」「書くこと」への知的欲求も高まっている状況にある。全ての領域をバランスよく育む教科型の外国語教育を、高学年から導入する。その際、単なる中学校の前倒しではなく、「なじみのある表現を使って、自分の好きなものや一日の生活など

について、友達に質問したり答えたりすることができる”といった、発達段階にふさわしい力を育成する。高学年において、現行の外国語活動(35単位時間)における「聞くこと」「話すこと」の活動に加え、「読むこと」「書くこと」を加えた領域を扱うためには、年間70単位時間程度の時数が必要である。

- ・ 外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語の音声や語順等に気付いた上で、外国語の音声や表現などに慣れ親しませるようにするため、中学年から「聞くこと」「話すこと」を中心とした外国語活動を行い、高学年の教科型の学習につなげていくこととし、そのためには、年間35単位時間程度の時数が必要である。
- ・ したがって、時数としては中学年・高学年においてそれぞれ年間35単位時間増となる。週当たりで考えれば、1コマ分であるが、小学校における多様な時間割編成の現状を考慮すると、全小学校において一律の取扱いとすることは困難である。15分の短時間学習の設定や45分に15分を加えた60分授業の設定、長期休業期間における学習活動、土曜日の活用や週当たりコマ数の増など、地域や学校の実情に応じて組み合わせながら弾力的な時間割編成を可能としていくことが必要である。
- ・ 小学校における外国語教育の導入に当たっては、平成30年度以降の移行期間における教育課程の編成・実施に当たっての留意事項と必要な学習内容とを早期に明確にするとともに、そのために必要な教材の開発・整備や、小学校高学年の教科化に対応した指導の充実の観点から、養成・採用・研修を通じた小学校教員の専門性向上の取組とともに、中・高等学校の英語の教員免許を所持する小学校教員や退職教員による専科指導、外国語が堪能な外部人材による学級担任とのティーム・ティーチングなど、専門性を一層重視した指導体制の構築が必要である。
- ・ 中学校では、互いの考えや気持ちなどを外国語で伝え合う対話的な言語活動を重視し、授業を外国語で行うことを基本とするとともに、具体的な課題等を設定するなどして、学習した語彙・表現などを実際に活用する活動を充実させ、言語活動の実質化を図る。

○プログラミング教育

- ・ 発達の段階に応じた情報活用能力を体系的に育成する観点から、小学校段階では入力やデータ保存などに関する技能の確実な習得を図るとともに、将来どのような職業に就くとしても時代を超えて普遍的に求められる「プログラミング的思考」を育むプログラミング教育の実施が求められる。その際、各小学校には、その実情等に応じて、プログラミング教育を行う単元を位置付

ける学年や教科等を決め指導内容を計画・実施していくことが求められる。

- ・各小学校が見通しをもってプログラミング教育を実施することができるよう、国には教育委員会や、小学校現場、関係団体、民間や学術機関等と連携しながら、プログラミング教育に関する指導事例集や教材等の開発・改善を行うことと併せて、ICT環境の整備や教員研修、指導体制の整備などを確実に図っていくことが求められる。

◎必要な諸条件の整備(指導体制の整備・充実)

(説明)

- ・「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善や教材研究、学習評価の充実、子供一人一人の学びを充実させるための少人数によるきめ細かな指導の充実など、次期学習指導要領 等における指導や業務の在り方に対応するため、必要な教職員定数の拡充を図ることが求められる。
- ・事務体制の強化や、教員以外の専門スタッフ等も参画した「チームとしての学校」の実現を通じて、複雑化・多様化した課題を解決に導いたり、教員が子供と向き合う時間的・精神的な余裕を確保したりしていくことが重要である。教育課程の実施をはじめとした学校運営を、コミュニティ・スクールや様々な地域人材との連携等を通じて地域で支えていくことなどについても、積極的に進めていくことが重要である。
- ・国や各教育委員会等においても、教科等別の学習指導に関する改善のみならず、教科等を横断した教育課程全体の改善について助言を行うことができるような体制を整えていくことが必要であり、教育委員会における指導担当部課長や指導主事等の力量の向上が求められる。

(教材や教育環境の整備・充実)

- ・教科書を含めた教材についても、資質・能力の三つの柱や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた視点を踏まえて改善を図る必要がある。特に主たる教材である教科書は、子供たちが「どのように学ぶか」に大きく影響するものであり、「主体的・対話的で深い学び」を実現するには、教科書自体もそうした学びに対応したものに変わることが重要である。
- ・学校図書館の充実に加えて、日常的にICTを活用できる環境整備が不可欠である。

外国語教育の抜本的強化のイメージ

新たな外国語教育

大学や海外、社会で英語力などを伸ばす基盤を確実に育成

高校卒業レベルで
4000語～5000語程度

高校で
1800～
2500語
程度

中学校
で1600
～1800
語程度

小学校
で1200語
程度

高校卒業レベル
で3000語

高で
1800語

中で
1200語

現状

【高等学校】

- 目標:コミュニケーション能力を養う
- 授業は外国語で行うことが基本

- 国の目標(英検準2～2級程度等50%)
→現状32%
- ・生徒の学習意欲、「書く」「話す」に課題
- ・言語活動が十分でない

【中学校】

- 教科型を通じた「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の総合的育成
- 目標:コミュニケーション能力の基礎を養う
- 前回改訂で週3⇒週4に増
- ・国の目標(英検3級程度等50%)→現状35%
- ・言語活動が十分でない

年間140単位時間(週4コマ程度)

【小学校高学年】

- 活動型
- 目標:「聞く」「話す」を中心としたコミュニケーション能力の素地を養う
- 学級担任を中心に指導
- 外国語活動が成果を上げ、児童の「読む」「書く」も含めた系統的な学習への知的欲求が高まっている状況

年間35単位時間(週1コマ程度)

【高等学校】

- 目標例:例えば、ある程度の長さの新聞記事を速読して必要な情報を取り出したり、社会的な問題や時事問題など幅広い話題について課題研究したことを発表・議論したりすることができるようにする。
- 外国語やその背景にある文化の多様性を尊重し、他者に配慮しながら、幅広い話題について情報や考えなどを外国語で的確に理解したり適切に伝え合ったりする能力を養う。
 - 授業を外国語で行うことを基本とするとともに、
 - ①「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」を総合的に扱う言語活動
 - ②特に、課題がある「話すこと」、「書くこと」において発信力を強化する言語活動を充実(発表、討論・議論、交渉等)。

年間140単位時間

【中学校】

- 目標例:例えば、短い新聞記事を読んだり、テレビのニュースを見たりして、その概要を伝えることができるようにする。
- 互いの考えや気持ちなどを外国語で伝え合う対話的な言語活動を重視した授業を外国語で行うことを基本とする。
 - 外国語やその背景にある文化の多様性を尊重し、他者に配慮しながら、具体的に身近な話題についての理解や表現、簡単な情報交換ができるコミュニケーション能力を養う。

教科型

【小学校高学年】

【小学校】

年間70単位時間

- 目標例:例えば、馴染みのある定型表現を使って、自分の好きなものや、家族、一日の生活などについて、友達に質問したり質問に答えたりできるようにする。
- 外国語やその背景にある文化の多様性を尊重し、相手に配慮しながら聞いたり話したりすることに加えて、読んだり書いたりすることについての態度の育成も含めた、コミュニケーション能力の基礎を養う。
 - 学級担任が専門性を高め指導、併せて専科指導を行う教員を活用、ALT等を一層積極的に活用。

教科として系統的に学ぶため、短時間学習や、45分に15分を加えた60分授業の設定等の柔軟な時間割編成を可能とする

活動型

【小学校中学年】

年間35単位時間

- 外国語を通じて、言語やその背景にある文化の多様性を尊重し、相手に配慮しながら聞いたり話したりすることを中心としたコミュニケーション能力の素地を養う。
- 主に学級担任がALT等を一層積極的に活用したT・Tを中心とした指導。

改善のための
PDCA
サイクル

高等学校基礎学力
テスト(仮称)

改善のための
PDCA
サイクル

全国学力・学習状況調査

※CEFRとは、シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集のために、透明性が高く分かりやすく参照できるものとして、20年以上にわたる研究を経て、2001年に欧州評議会(Council of Europe)が発表。

CEFR

B2

B1

A2

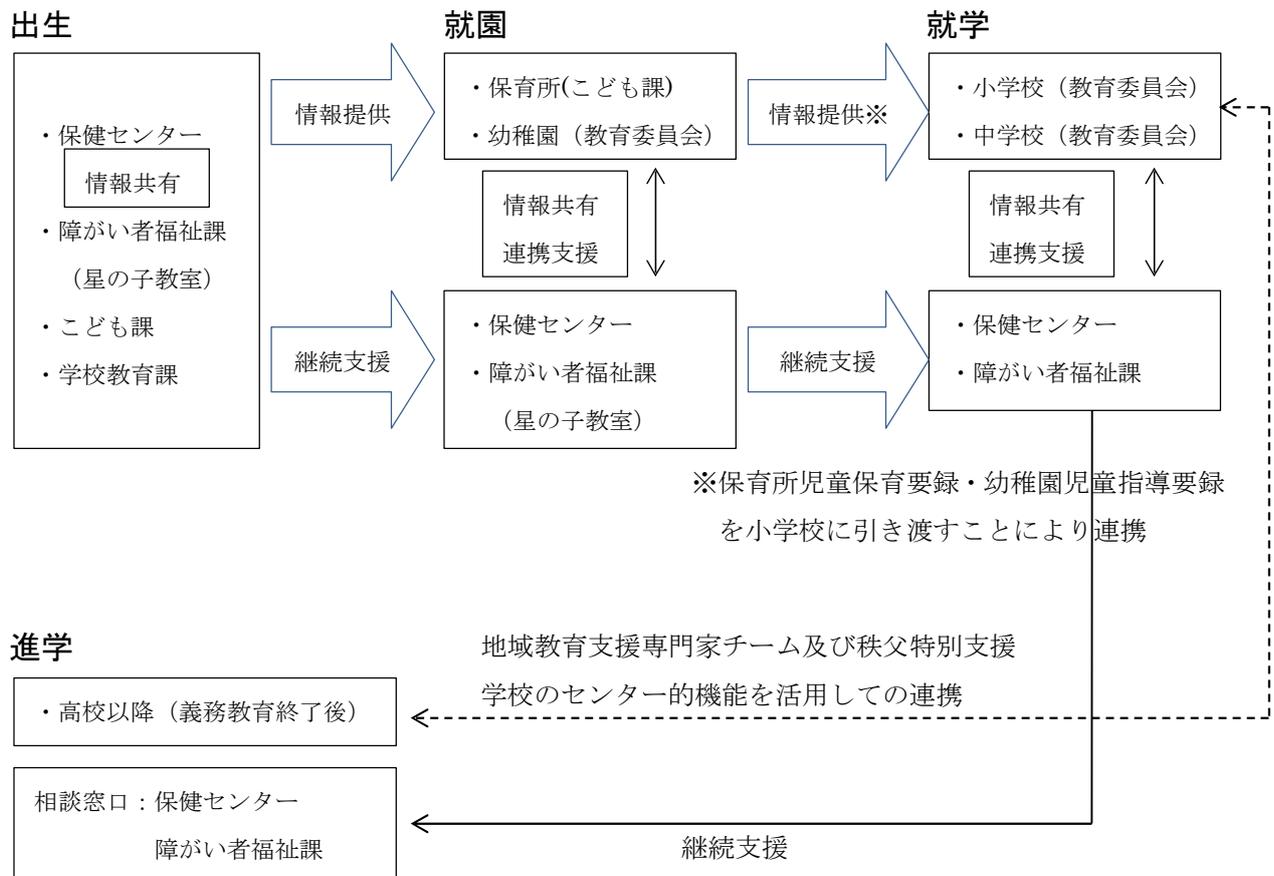
A1

(2) 発達障がい支援について

①支援の現状

- ・発達に遅れがあると思われる子どもの支援は、受診率 95%以上の各種乳幼児健診（保健センターで実施）で把握してから始まることが多い。
医師の診断がなくても、保健センターが障がい者福祉課と連携して、「星の子教室」の通所の支援、保育所・幼稚園等巡回支援事業、障害者手帳や療育手帳取得の支援を開始する。
- ・発達の遅れがあっても、親が遅れを認識しない場合や受容できない場合も多く、支援は親との信頼関係を築きながら慎重に行っている。なお、発達障がいに関し、親からの相談があれば助言・サポートすることはできるが、先に述べた信頼関係が崩れ、その家庭とのつながりが切れてしまうと支援ができなくなるため、相談なしに助言等することはできない。
- ・保育所・幼稚園等巡回支援事業により、日頃子どもたちの成長に直接関わっている保育士・幼稚園教諭等から「気になる子」として連絡のあった子どもの状況を把握しつつ、早期発見・早期支援を行い保健センターと共に親へのアプローチを進めている。
- ・小中学校で発達障がい等により支援が必要な児童生徒については、特別支援学級（自閉症・情緒障害学級）、通級指導教室（2 教室）で対応しているが、通常の学級では対応に苦慮している状況もある。
- ・就学までの市及び関係機関との連携による支援体制は、県内でも進んでおり、保健センター保健師が他に出向いて「秩父市における発達障害児支援の取組み」と題して研修講師をすることもある。

②連携の現状



③連携の課題

- ・発達障がいに関する情報は個人情報であり、中学校卒業後、障がい者福祉課や進学・就職先等へ提供していない。
- ・情報が進学先等へ引き継がれず、連携が途切れるため、一貫した支援ができない。

④今後の取組み

- ・発達障がい者のための切れ目のない一貫した支援のため、福祉部障がい者福祉課が中心となって庁内の連携を図っていく。
 - ・庁内の情報共有・意見交換のため、関係部署による「秩父市発達障がい児(者)等支援庁内会議」を立ち上げ、年2回程度の会議を開催する。
 - ・理解啓発のための全ての支援を掲載したリーフレットを庁内会議で検討し作成する。
- ※予算は障がい者福祉課で対応予定。